

## 小竹町観光資源開発及び育成補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、小竹町で観光施設等の運営を行っている、又は行おうとする事業者で、観光施設、事務所、トイレ又は駐車場（以下「施設等」という。）を新築、増改築又は整備等した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、小竹町における観光業の活性化に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小竹町で施設等の運営を行っている、又は行おうとする事業者であること。
- (2) 新築、増改築又は整備等を行う施設等の所有者又は使用者であること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。

2 町長は、補助対象者となる者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 小竹町暴力団等追放推進条例（平成21年小竹町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当する者

ア 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）として、又は実質的に経営に関与している者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している者

ウ 次に掲げる行為をした者。ただし、法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした者に限る。

- (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
- (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している者

(補助対象となる施設整備等)

第3条 補助の対象となる施設整備等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 小竹町に所在する施設等に対して行う施設整備等であること。
- (2) 施設整備等が年度内に完了できるものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、施設整備等に要した費用に2分の1を乗じた額とし、50万円を限度とする。

2 前項に規定する補助限度額と同額の補助金の交付を受けた施設等は、10年を経過しなければ、補助金の交付は受けられないものとする。ただし、交付を受けた補助金が補助限度額に満たない施設等は、補助限度額までは補助金の交付を受けることができるものとする。

3 補助金の額を算定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 災害により施設整備等をする場合は、第2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小竹町観光資源開発及び育成補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備等の工事見積書（工事内訳を要する）
- (2) 工事箇所及び工事内容がわかる図面
- (3) 施設等の全体及び工事予定箇所の写真
- (4) 工事契約書の写し
- (5) 第2条第2項に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第2号）
- (6) 企業の場合は、会社の定款及び登記簿謄本（写しで可）  
個人事業主の場合は、代表者の住民票抄本
- (7) 納税証明書（市町村税を滞納していないことの証明）
- (8) その他町長が必要と認める事項

(補助金の交付の可否の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を

審査し、補助金の交付の可否を決定し、小竹町観光資源開発及び育成補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請等）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、小竹町観光資源開発及び育成補助金変更承認申請書（様式第4号）に、第5条各号に規定する書類のうち必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、承認を決定したときは小竹町観光資源開発及び育成補助金変更（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、工事を取りやめるときは、小竹町観光資源開発及び育成補助金取下げ届（様式第6号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、施設整備等完了後1月以内又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、小竹町観光資源開発及び育成補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 施設整備等に要した費用の領収書の写し

(2) 施設整備等施工前及び施工後の写真

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小竹町観光資源開発及び育成補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに小竹町観光資源開発及び育成補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した

補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

- 2 補助金の交付決定を取消す場合は、小竹町観光資源開発及び育成補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知し、返還の必要があると認めるときは、小竹町観光資源開発及び育成補助金返還命令書（様式第11号）により、命令するものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。